

ただいま、月刊田中けんの感想文を匿名にてご紹介しています。紙面の都合上、編集後の掲載となり、原文と異なることもあります。

ご了承の上、e-mail・封書・ハガキによるご連絡をお待ちしています。

**弁護士の無料法律相談を受付中  
議員インターンシップを受付中**

詳しくは、03-5662-7755までお電話を。

田中けんの  
活動

## 平成16年第三回定例会一般質問

平成16年9月22日  
区議会定例会



「一人の会」一般質問  
田中けん

### 区が行う法律相談は、区民の使いやすさを優先して改善を

私は通告に従い、行政が行う区民のための司法サービスについて質問します。

昨今、司法改革という言葉がたびたび新聞にも載ります。諸外国の陪審員制度に習ってわが国でも「裁判員制度」が導入されようとしています。旧地方自治法2条10項によれば、以前の司法とは国の事務とされ地方自治体が扱うことはできないものとされてきました。その後、同2条10項が削除され、司法サービスについて、地方自治体の支援の必要性が求められるようになってきました。

しかし、多くの地方自治体では、形式だけの無料法律相談が行われるに過ぎません。本区では、グリーンパレスにて週2回、先着順にて行われているだけです。法律問題に関しては、私も自分の政治活動を通じて、多くの区民から、様々なご相談を受けます。その時、江戸川区の区民法律相談は使いにくいという声を聞きます。

人口65万人を抱える本区にあって、現状での司法サービスに、区民が満足しているのか、私には疑問です。せっかく本区が法律相談を実施していても、区民の声は、「法律相談の仕方がわからない」とか、「相談に行っても定員になって断られた」などの苦情です。

今こそ、更なる司法サービスの充実が必要だと思いますが、区長はこの問題についてどのようにお考えでしょうか。以下、私から司法サービスの充実を実現するための提案をいたします。

第1に、相談窓口の増設。現在のグリーンパレスだけでなく、都営新宿線沿線と東西線沿線のあと最低2ヶ所ほどは設置が必要でしょう。

第2に、現在週2回の相談では足りません。せめて土日を含めて、倍の週4回へと増やしてみてもどうでしょう。

第3に、予約制の導入。先着順では、その日に必ず相談ができるかどうかわかりません。また午前中から受け付けても、実際の相談が午後からでは、相談者の貴重な時間を、待ち時間として遊ばせることとなります。区民の貴重な時間を大切にするサービスが必要です。

第4に、法律相談については、担当者を弁護士のみでなく、司法書士や行政書士にも間口を広げ担当者の増員をしてみたらどうでしょう。

第5に、江戸川区主催の法律相談でも、区民が相談担当弁護士に対して、事件等をその場で直接依頼できる制度の導入。これは、これまで弁護士が相談者より依頼を受けることは、区が弁護士の「営業活動の手助け」となることなどから、行ってこなかったサービスです。

しかし、このサービスは既に葛飾区で、平成12年度より行われています。23区唯一となる弁護士の直接受任制度は既に他区で行われているのです。今からでも江戸川区でできない理由はありません。どの弁護士が良い弁護士かわからない、誰を信用したらよいかわからないという区民が多い中で、直接的に相談を聞いてくれた弁護士が信頼できると思えば、その人に依頼できる直接受任制度を、江戸川区も葛飾区を見習って、是非採用されることを求めます。いかがでしょうか。

とにかく、まずは区民を待たせないサービスからでも改善できませんか。区民にとって何が煩わしいかと言えば、せっかく相談に来たのに、もう一度来いとか、別の場所に行けなどのように、二度手間三度手間となることなのです。区民も暇な人ばかりではありません。お互いの貴重な時間を浪費させぬよう、まずは本区の司法サービスがスムーズに改善されることを期待して、区長の答弁をお待ちします。

**区長の答弁は次ページ→**

# 多田正見区長の答弁

お答えいたします。

大変長い歴史を持った法律相談でございまして、恐らく区民相談の中で一番最初に始まったものだと理解しておりますが、これは区内の弁護士さんたち、もちろん弁護士会がございまして、その中から法律相談をやっていただける方々をお互いに決めていただきますが、法律相談協力会というメンバー構成が一応できているわけで、その方々のローテーションでやると、こういうことになっておるわけでありまして。区がお願いしておりますので、当然この方々に若干の謝礼をお払いしておりますが、それが正当な弁護士の方々に対する報酬ということには到底なりませんので、相当程度ボランティアということをお願いしているということでございます。

区民相談全体、いろいろな区民相談がございまして、つまり区が行っている相談という意味ですが、グリーンパレスで行っているものが中心ですけれども、その中で最も利用の多いのがこの法律相談ということになっているわけで、確かにお客様が多いということがございまして、途中からいろいろな改善がなされてきているのであります。ストレートに相談に入ることになりますと非常に時間がかかるというようなこともありまして、大体区の退役スタッフであります。事前にいろいろ内容をお聞きして、それを相談が始まる時に概要をお示しして、先生がすぐにその問題に入っていくことができるというような工夫をして、一人当たりの相談の時間を短縮するというのを相当以前からやっているわけでありまして。

これは、弁護士さんの方からは、そういうことをやっていただけると大変能率的な相談ができると、こういうことになっている

わけでありまして、もっと改善の余地はないかということについて、これは弁護士の皆さんと相談してみなければなりません。私どもが簡単にお答えできるということではないのでありますけれども、この法律相談というものは、今後どのような弁護士さんとの、協議をするとか、お願いをする、依頼をする、そういうことをしたらいいかというような整理をしてもらうという相談でございまして、弁護士さんはそこで自分の本来の業務に入るわけにはまいりません。そこで、入り口のガイド、ガイダンスをやるというまいりましょうか、そういうような役割だというふうに御理解いただきたいのであります。それで個々の弁護士さんのところに仕事が回っていくと、こういうことになるわけでありまして。

したがって、必然的にこの法律相談の内容には限界があるわけでありまして、そういうことを弁護士さん側の一つのルールとして決めてやっておられるわけでありまして。

葛飾には葛飾のやり方があるかと思いますが、しかし、これはお願いしているのが区内の弁護士会の方々でありますから、やはり弁護士の方々の一つの合意の中で区とどういった協力関係を結んでやってゆかか、ということになってくるわけでありまして。私どもは今日まで、混雑するときもありますので、確かに体制としてどうかというふうなことはありましたけれども、このことについては、やったださっている先生方は、大体今のやり方でいいでしょうねというふうなことも言ってくださっているものから、そういうことかなというふうな思っておりますけれども、こういうことについて、またいろいろ弁護士さんたちとも話をしまして、改善の余地があるかどうか、そういったこともあわせて考えてまいりたいと、そういうふうな思っています。



御答弁ありがとうございました。この問題は、議会で取り上げるのは初めての質問になるかと思えますので、なかなか区長もすぐにいいお答えが出てくるとは思わなかったんですが、これから先ほどお話になったような葛飾の事例を御研究されたり、または弁護士先生と御相談されたりして、少しでもよい区民サービスが実現されるべく御努力をいただくことを期待しております。

少なくとも今回は、利用者の立場に立った、区民の側からして、今の現状の法律相談は使いづらいんだという声が区長に届いたということが貴重なことだったのかなというふうな思っておりますので、時間の経過を見て、また改めて私の方も区長の御努力を検証したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

区長が利用者の声に耳を傾けて改善していただきたいと、このように要望して、私の質問を終わります。

## 田中けんは孤高の議員か？

### 郵政事業民営化に民意を反映した慎重な議論を求める意見書

政府は、本年九月十日の経済財政諮問会議において、「二〇〇七年に日本郵政公社を民営化し、移行期間を経て、最終的な民営化を実現する。」との基本方針を策定し、即日、閣議決定を行い、郵政事業の民営化を実現しようとしています。

郵政事業は、郵便、郵便貯金、簡易生命保険などの国民生活に不可欠な生活基礎サービスを郵便局ネットワークを通じて全国あまねく提供するというユニバーサルサービスを担っており、運営形態の変更にあたっては常に国民へのサービス向上に結びつける視点で国民的議論が必要です。

しかしながら、平成十五年四月国営の新たな公社として日本郵政公社が発足して、わずか一年余りのうちに国民の不安を無視するかのよう民営化方針が決定されたことは、とうてい納得できるものではありません。

今、区民の声を聞けば、郵政民営化に慎重な意見が大半であり、また、民営化により地方を中心に郵便局の統廃合が進み、その結果郵便の全国一律サービスの確保ができなくなるなどサービス低下への不安が高まっており、何のための民営化か疑問が残ります。

よって、江戸川区議会は政府に対し、郵政事業民営化の検討にあたっては郵政事業が地域に果たしている役割の重要性にかんがみ、サービスの充実、利便性の確保など諸機能の充実に十分留意されるとともに、利用者である国民や、サービス向上に努めている郵便局現場職員などの声を十分聞いた上で慎重な議論を行うよう強く要望します。

以上、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出します。

平成十六年九月 日  
江戸川区議会議長 八武崎 一郎  
内閣総理大臣 あて

## おかしな意見書

平成16年9月15日の定例会初日に、「郵政事業民営化に民意を反映した慎重な議論を求める意見書」が賛成43名、反対1名、棄権1名により可決されました(左図参照)。

江戸川区議会がどのような意見書を決めたとしても、そこに問題はありません。またどのような意見書であっても、賛成、反対、棄権が出ることも不思議ではありません。

しかし、この意見書の場合、「慎重な議論を求める」という表題になっているとはいえ、本文からは「郵政事業民営化反対」との本音が読みとれます。勿論、どの政党に所属していても、「郵政事業民営化反対」を個人的主張として貫くことは、決しておかしな事ではありません。

私がおかしいと思うのは、小泉政権の代表的政策である「郵政事業民営化」に対して、自民党の区議会議員が全て「実質的な反対」をしているということなのです。

結局、この意見書に反対したのは、「民間にできることは民間に任せる」という小泉政権の大義を支持する田中けん唯一人でした。時の政権与党が強力に推進しようとしている政策に対して、支持しているのが、政権与党とは全く関係がない私のような無所属議員1人だけであることが不思議でならないのです。

このようにグループ内で一糸乱れず意見を統一している様を見ると、各議員が個人の良識に照らし合わせて、ものごとの良し悪しを判断しているとは到底思えません。所属する政治グループの大勢に従う中で、個人の意見は潰されてしまう意思表示の仕方を、有権者は自分が一票を投じた議員に期待しているのでしょうか。

個人の自由な意見を議会で表明できない息苦しさを私は議会運営に感じます。それが議会を活性化させない原因ではないかと思う次第です。

◆メールのご挨拶で失礼します。個人的に率直な意見を興味深く拝見しています。

◆今後の政治変革は、情報開示がその中心的な起動力になるべきと考えます。情報が十分に開示されれば、民意は明確になり、議論の課題も明らかになると思います。

◎行政の情報開示記事を希望します。このことですが、行政情報はとも膨大です。「月刊田中けんよ」の紙面が百ページあったところで、きつと全てを伝えることはできないでしょう。

また、情報開示についてですが、それは全くその通りなものです。私もドンドンと行政情報を開示すべきだと思います。行政にはそれを伝えていきます。少なくとも、江戸川区の行政は、議員の情報開示要求に対して協力的です。ですから、少なくとも委員会などを通じて議員に対して公開された情報などは、そのままホームページなどを使って公開もできるはずですよ。

しかし、それを阻む存在があります。それは議会です。各種委員会などで得られた情報を私が個人的にお伝えすることは、何ら問題ないでしょう。しかし、それを全ての情報に渡つても、組織的に対応しようとするれば、議会の承認なくしてはできないのです。全てに対応することはできませんが、できる限りの行政情報などもお伝えします。ご理解ください。

◆息子は就学年齢より、フリースクールに通っています。ご存知のように、現行の法律では、地域の公立校に籍があり二重籍となっています。とはいえず、そんなに不自由は感じておりませんし、二重籍そのものについては、過渡期で仕方ないことかなとも捉えているのですが、一番困っているというか、最近では切実な問題になってきているのが、会費のことです。息子の通うフリースクールは、規模も大きく、草分け的な存在のところ、NPO法人としても認可されており、その経営については完全ガラス張り、月に四万五千円という会費についても、全て親の個人負担である以上は、妥当な金額だとは思っています。

しかしながら、公立校のように税金からお金が出ることはありませんし、私学のように助成金もありません。そこで、私たちが声を大にして言いたい

のは、助成して欲しいということですが、なにも新しく助成の枠を作れとか予算を組めというのではなく、現行では、殆どの子どもたちが、公立校に籍を置いていて、小学生で年間60万(一人あたり)出ているその子どもの分のお金を、実際に通っている学校の方にシフトさせて欲しいということなのです。

事実、息子は、一度も籍のある学校に通ったことはありませんが、丸々一人分のお金が公立校に助成金が支払われております。

会費が家計を圧迫しているのは、殆どの家庭で明らかです。兄弟姉妹がいる家庭では、さらに圧迫されている状況です。我が家は、選択して入学時から入会ですが、殆どの子どもたちは、いじめや不登校で苦しむ、やっと見つけた居場所なのです。それを金銭的なことで奪われてしまうのは、あまりにもかわいそう過ぎるのでは?とそう思います。

まだまだ、理解が浅く、認知度も低いフリースクールですが、子どもたちや親にとっても、なくてはならないかけがえのない場所なのです。

実際、江戸川区の子どもたちは、かなりの数フリースクールやスペースにお世話になっているのが現状です。ぜひ、田中さんのご意見をお聞かせください。

◎さて、私の意見を聞きたいとのことですが、正直言いますと、フリースクール自体も良く知らなかったもので、いま現在としては、私としては意見を見聞したいという気持ちで、早速、教育委員会へ行って、基本的な知識も含め話を聞いてきました。

まずはその時の教育委員会の見解についてお伝えします。結論としては、そのような助成はできないとのこと。義務教育においては、地域の公立校に通うのが通常であるとの主旨からです。ですから、公立校に通うことに対する何らかの障害があるならば、それについては教育委員会としての対応はできるが、公立校へ通わないことを前提とした対応は難しいとの見解です。

それに制度の整合性から言って、公立校に通っていないならば、一人にかかる経費分の助成をしなければならぬという事になれば、それは私立校に通う生徒に対しても行わなければならない。個別の対応には留まらず、対象が広がるので難しいとの見通しも話されました。

江戸川区では、グリーンパレス内に教育研究所があるとのこと、学習相談室も区内五ヶ所に設置しているとのこと。学校に通えない不登校などの社会問題には、公的機関が既に対応しているとのこと。

教育委員会としては、助成はできないが、次善の対応をすべく相談には乗るとのことなので、今一度、お話し合いをされてみてはどうでしょうか。担当職員との話し合いを持たれることをまずはおすすめいたします。是非ご検討下さい。

◆貴方のご意見である「75歳以上の老人に敬老祝い金の配布を止めるべき」には賛成しかねます。

貴方は予算削減の観点から削減すべきと言われますが、この敬老金配布には次のような心に銘記すべき問題があります。

1. 敬老という通称、日本を背負い敗戦の「ゼロ状態」から、アメリカに次ぐ経済大国を築いた「老人たち」への極めてささやかな感謝の気持ちの表現であること。

2. 75歳以上の老人は、第二次大戦の犠牲者であり、とりわけ「青春時代」の喜びはすべて国家の危期に奉仕させられ、現代の若者のように「遊び」や「修学旅行」さえ無かった。それなのに、現代の若者に尊敬される教育は、左翼思想の蔓延により打ち棄てられ、むしろ邪悪者扱いになっている。

3. 街の小売業者は、大型スーパーの販売力に圧倒され青息吐息で、販売力の工夫レベルを超えており、敬老金を使って老人が買い物できることは小売店経済に貢献している。これらは小売店も税金は納めており、敬老金はささやかな還元政策であり、一種の減税効果が期待できる。

まだまだ細かい問題はありますが、大勢は以上の通りです。また、先日区役所に行った時の事、受付に中年のおばさんが二人腰掛けていた。仕事もなくなっちゃべりだけ。なぜ二人も必要か。例えば戸籍抄本や住民票をもらう時、若い働き盛りの健康人が機械から自動的に吐き出される書類を、二、三人の手を経て窓口住民に渡される。こんな簡単で力も必要ない仕事は退職老人に任せれば失業対策になり、給与も安く済む。若者ももっと重要な仕事を探してもらいたい。ほかにも公務員職場の無駄使いや非効率な職場環境が見られるが、本民間企業がどんなに苦しい経営を

しているか、議員は民間と優遇された公務員職場の格差是正に取り組みでもらいたいと思います。

◎貴重な御意見ありがとうございます。1から3の御指摘ですが、私と結論は違いますが、納得できる御意見だと思えます。

1と2に関しては、特別コメントはありませぬ。ただ、今の若年層は、確かに裕福で良い暮らしができています。うに見えますが、八百兆円とも言われる国家の借金を背負わされてしまった人たちとも言えます。

将来の日本に明るさを見ることができないと言った意味では、夢も希望もない「世代」なのだと言いたい方もできるでしょう。世代間において、どの世代が「時代の犠牲」を受け、どの世代が「時代の恩恵」を受けていたかは、とても難しい認識だと思えます。

3に関しては、江戸川区商店街連合会への加盟率が決して高くない(確か50%前後)である実態を考えると、特定の小売店のみ、減税効果が期待できる施策が良いのかという疑問が残ります。ご承知の通り、これからの日本は超高齢社会になります。その時は、その高齢者たちが、戦争を知らない高齢者たちに変わることも、そう遠くはないことでしょう。いま現在は、一億七千万円の予算で、対象者は三千九百人ですが、これは年々増加するはず。財政難が言われる昨今、これで良いのかという実感です。

私は福祉とは、より切実な人こそ、対象にすべき施策だと考えます。高齢者とは、世代別に見ると、一番財産を持っている世代です。総体で言えば、決して貧しい世代ではありません。むしろ、中には貧しい高齢者もいるでしょう。長寿祝品は、当然ながら貧富を問わずに行われる施策です。

3以降に書かれたら役所の仕事ぶりに対する御指摘、ごもっともです。私も常日頃問題としております。ちなみに1998年に行われた公務員給与の引き上げ案に対して、江戸川区議会が反対したのは、私だけだったという事実をお伝えします。その時は、間接的な圧力もありましたが、無視して、自分の意志を議会で表現しました。今は「優遇された公務員職場と民間の職場の格差是正」をするのではなく、そもそも公務員そのものの数を削減しようという主張をしています。小泉首相が良く言うような「民間にできることは民間に」という思想を徹底す

ることこそ、歳出削減につながると思っております。

◆JR小岩駅前フラワーロード商店街がありますが、昨年確か7月頃より自転車の通行禁止の立て看板が掲示されております。江戸川区役所、小岩警察署連名です。

何故掲示するようになったのか、その理由が知りたい。現在ほとんど守られていないし、掲示板が無視されている状態です。道路交通法により歩道通行が許可されるようになって幾久しいが、自転車事故の急増と、歩道を占拠する現状をどうお考えですか?

自転車に乗っている人も悪感情があるでしょう、歩行者は迷惑感でしょう。掲示板の意味が問われます。当局は現状をどのように認識しているのか知りたい。

◎早速、お問い合わせの件に関して、役所に問いかけてみました。まず、なぜ立て看板が設置されるようになったのかについては、フラワーロード商店街からの要請がそうです。そこで、役所と警察が連名で立て看板を出そうということになりました。今でも、警察は駐車駐輪対策をしているときに、自転車通行している人を見かけては注意しているというのですが、徹底されていないのが現状のようです。詳しくは、役所の駐車駐輪課、もしくは小岩警察の方でお聞きくださいとのことでした。

◆ご報告します、今朝フラワーロード歩道にて住民と警察、市役所による自転車指導が行われていました。田中けんよさんのご尽力かと思えます。有り難うございました。今までも立て看板の指示通り守っていた住民もおり、これで不公平感がなくなりルールを守る事が徹底されるというですね。今ひとつ気になるのはタバコです。人通りの多い商店街です。歩行喫煙は是非やめさせたいものです。

これからも良識ある市民の味方として頑張っていただきたいと思います。

◆「長寿祝品に反対」に賛成です。第1の理由は、小生実は間もなく年齢的には受給者になります。まだまだ現役で若いと思って労働しておられます。そんな物でお年寄り扱いされるのは御免被りたいと思っております。第2の理由は、区内共通商品券とはお祝いを語った、言わば詐欺では無いかと。現ナマならいざ知らず、それが

法的に出来ないのかもしれないかもしれませんが、セコイ話に思われます。

第3の理由は、やや古い推計ですが、貴区も65歳以上人口が25年には15.6%、10年には18%になることが予想されます。このままでは済まされたいです。いつになったら、こんな馬鹿げた事を廃止するのでしょうか。

◆江戸川区に居住してそろそろ10年になります。年末には転出してしまいましたが、置き土産のつもりで一言。最近J.Tのコーマージュは、喫煙者に対して喫煙マナーを守るように配慮されており好感がもてます。その中で、歩きタバコのタバコの位置が子供の顔の位置にあるボスターやテレビコーマージュがあります。千代田区等すでに歩行禁煙を条例化した例があるのに、子供の人口が非常に多い江戸川区でこれを条例化しないのはなぜでしょうか。

田中議員は、駅の灰皿撤去を推進してきましたね。是非歩行禁煙も実現してほしいと思います。

課長 確かに現在、広報やホームページ、こみダイエットのPR紙にも載せています。これは、江戸川区の商店会の方に調整をお願いし、了解の得られた店をまず載せました。後日、私どもの方へ、ある店主様から、私のところが入っていないというお話を頂きました。ただ、その方は地元商店会に入っていないので、私どもが依頼したルートに乗っていないというのが現状でした。

ということですが、私どもとしては、応急措置として、協同組合の理事長様をお問い合わせ先として掲載させて頂き、現在は不掲載の店でも組合を通じて紹介して頂くという方策をいたしました。

当然のことですが、これで全般整ったというふうには我々も考えておりませんし、見直しをしようと考えております。今のルートでは漏れてしまう場合もあると思っております。今後はそういう協会や組合がある場合には、そちらにもご連絡申し上げて対応していきたいと考えております。

区内すべての店を戸別に問い合わせることは現実問題として難しいので、商店会もしくは協会経由で、了承して頂いたところを載せているということでご推察いただければと思います。

田中 リサイクルに取り組んでいるのは結構なことだが、区が出している広報紙の中でリサイクルを推進するがゆえに、特定業者の住所連絡先を出しているという苦情が、商店会の方から私の方にありました。全てならまだ平等性というのが確保できるのでしようが、特定業者の名前を個別に、特定の店舗のみ掲げるといっては、当然掲げられていない店舗の方からすれば、不愉快な気持ちになります。区の対応に問題がなかったのかという思いがあるのですが、いかがでしょうか。

課長 確かに現在、広報やホームページ、こみダイエットのPR紙にも載せています。これは、江戸川区の商店会の方に調整をお願いし、了解の得られた店をまず載せました。後日、私どもの方へ、ある店主様から、私のところが入っていないというお話を頂きました。ただ、その方は地元商店会に入っていないので、私どもが依頼したルートに乗っていないというのが現状でした。

ということですが、私どもとしては、応急措置として、協同組合の理事長様をお問い合わせ先として掲載させて頂き、現在は不掲載の店でも組合を通じて紹介して頂くという方策をいたしました。

当然のことですが、これで全般整ったというふうには我々も考えておりませんし、見直しをしようと考えております。今のルートでは漏れてしまう場合もあると思っております。今後はそういう協会や組合がある場合には、そちらにもご連絡申し上げて対応していきたいと考えております。

区内すべての店を戸別に問い合わせることは現実問題として難しいので、商店会もしくは協会経由で、了承して頂いたところを載せているということでご推察いただければと思います。

田中 今回の問題は、区商連を通じて業者さんを斡旋しているのではないかと、という疑問から発生した訳です。当然、区商連に未加入の業者さんから、そういう不満等が出ます。いま言われたとおり区商連のみならず各種組合なりいろいろなるルートで、様々なアプローチを試みていただき、そういう対象にならない業者さんから不公平だといわれたいような対応を是非心がけていただきたい。また、今1軒1軒は聞いて回れないという、確かに物理的にはそうなんだろうとは思いますが、一方でもし仮にそういうような業者さん等から苦情の電話が入ったときには、柔軟に対応し、十分に説明していただけるような、不公平感を持たないような対応をしていただければ、要望しておきます。

前号の訂正

Vol. 14の1ページ、左下から5行目

× 道交法・道路交通法・食品衛生法などの諸法律を……

○ 道路法・道路交通法・食品衛生法などの諸法律を……

読者からのご意見を行政へ

区民の方から頂いた、「区の発行物やインターネットで特定の業者だけを掲載するのは不公平だ」というご意見を、生活振興環境委員会で質問として取り上げました。以下は、その時の議事録を編集したものです。

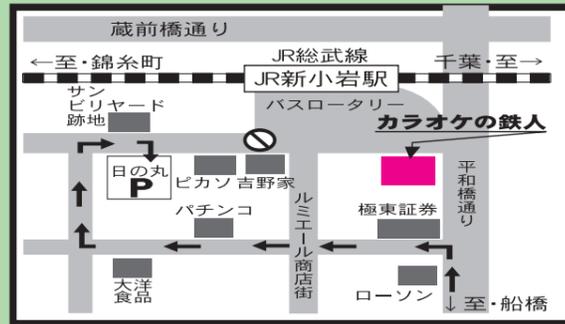
# 江戸川倶楽部主催 イベントのご案内

## カラオケ

- 日時
- 場所
- 参加費

11/6(土) 午後1時30分～午後6時

カラオケの鉄人 新小岩店417号室  
1,500円 葛飾区新小岩1-48-11 電話 03-5661-2323

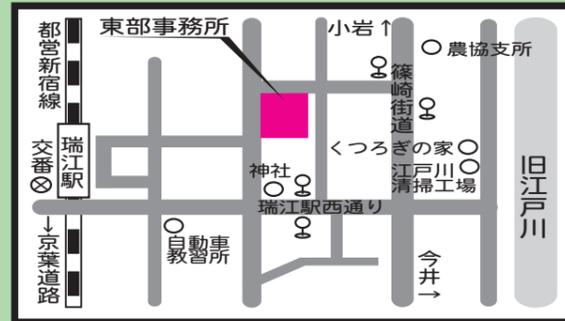


## 対話集会

- 日時
- 場所
- 参加費

12/19(日) 午後5時～午後7時

東部区民館 集会室 さくら  
無料 江戸川区東瑞江1-17-1 電話 03-3679-1123



上記イベントへのご参加・お問い合わせは **江戸川倶楽部 ☎ 03-5662-7755** または **E-mail: club@t-ken.jp** まで  
※参加希望の方は、事前のご連絡をよろしくお願い致します。

## 議員インターシップ体験レポート

今回のインターンは、私にとっていまちなじみのない「議員」とは一体どのような仕事をしているのか、地元の江戸川区でどのような政治が行われているのかを自らの目で見たい、知りたいとの動機から始まった。

私が体験させて頂いたことは、チラシ配りや支援者訪問、葉書の代筆、議会傍聴等であった。連日早朝から駅頭に立ち、チラシ配布を行った。眠気との葛藤の中、笑顔で声を掛けることの大変さや、関心を示してくれる人の年齢層がとても限られていることなど、行う前では考えも気づきもなかったことが次々見えてきた。

これまでの私はチラシを受け取る側であった。そのころの私は、駅の階段付近でチラシ配布をしている現場を確認すると自然と歩調が速くなり、そのまま一気に改札を抜けゴールインといった逃げ・無視の姿勢をとっていた。政治と自分はほとんど無関係という先入観のもと、知ろうとすることを放棄していた。

しかし配るにあたり読んでみると、普段ふと気になるけど深く追求しない地域の問題がとりあげられたりしており、無関係ではなかった。距離が少し近く思えた。

当初前向きに配布をしていた私であるが、次第にその経験のなさからこの作業で疲れ、やつれ気味になったため、選挙時に相当なエネルギーが費やされていることに身をもって理解した。チラシ配りは大変だ。いわんや選挙はタタカイだ。

### 【議員インターシップとは何か】

インターシップとは、主に学生が企業で短期間の業務を行い、体験学習をすることです。よって、議員インターシップとは、同じく体験者が、議員と一緒に活動することを通じて、政治や議員の生態を学習することを意味します。

今回は、主に9月一杯、インターシップを体験した女子大生の手記を掲載します。

議員には政策の知力だけでなく、どんなことにも対応可能な体力と、二つのちから、そして熱意が絶対に必要ではないかと感じた。配布活動中に区民からしばしば受ける意見や要望を受けとめ、月刊であるチラシを発行の都度配布するため、その地域の状況を1ヶ月ごとに把握し、より良い区にしようと努めている姿がうかがえた。

例えば平井駅前のたばこの吸殻入れが撤去されたことはこのことが一因でもある。ここに議員の熱い思いを垣間見た。このように身近な活動を行うことが身近な問題の解決へと導かれていくのではないだろうか。

委員会や本会議の傍聴も初めて行い、地域に対する理解の参考になった。区が抱える諸問題、それについての区の対応を実際に知ったことで、地域観に現実味が増すとともに、自分もここに住むひとりであり、生じた問題は他人事として片付けてはいけないのではないかと考えるようになった。今後も傍聴などを続け現状をつかむ手段としたい。

政治と自分の関わり合いを再考する良い機会であり、議員を通じて多くの人と出会い、多方面の話をきくことの出来た今回の体験は、貴重なものであった。

## 田中けんの写真日記

10月18日(月)

友人の選挙の応援のため、福岡県宗像市まで行って来ました。17日のポスター貼りを手伝いました。この写真は、次の日の朝に撮ったものです。結果は、468票で落選してしまいました。



## イベント報告

10/23(土)  
葛西区民館  
参加者:2名

10/24(日)  
東部区民館  
参加者:0名



## 高速道路を無料にしよう！ 禁煙を徹底しよう！ 都市人口を減らそう！



江戸川区  
区議会議員

# 田中けん

自宅事務所

〒132-0021 江戸川区中央4-25-14

電話 03-5662-7755

E-mail info@t-ken.jp

プロフィール

1966年 江戸川生まれ/松江三中卒 墨田川高校卒 千葉大教育学部卒

1995年4月 江戸川区議会議員選挙当選(2,789票・41位)

1999年4月 江戸川区議会議員選挙当選(4,282票・16位)

2001年6月 東京都議会議員選挙落選(12,394票・8位)

2003年4月 江戸川区議会議員選挙当選(4,103票・15位)

ホームヘルパー、タイ式マッサージ上級課程修了、江戸川トライアスロン連合会長

「月刊田中けん」のバックナンバーは、ホームページからダウンロードしてご覧いただけます。 [www.t-ken.jp](http://www.t-ken.jp)